

令和7年分 決算のチェックポイント

会員の皆様、一年間のご商売お疲れさまでした。年が明けますと、いよいよ確定申告の時期となります。

皆様には、次の点に留意して決算を行ってください。また、令和7年申告分から年収の壁に照準を合わせた『基礎控除』・『給与所得控除』・『特定親族特別控除の創設』等、身近で大きな税制改正がございます。

《収入金額》

❏ 売掛金も収入に入っているか

掛で販売した商品・製品などの代金が、たとえ令和7年中に入金していない場合でも、売った時点で収入になります。

❏ 未収家賃も収入金額に入っているか

家賃などの不動産収入も、令和7年中に入金であっても、契約日（当月分は当月末・当月分は前月末等）の到来時に不動産収入として計上しなければなりません。

❏ 販売手数料やリベートなども収入金額に入っているか

受託商品の販売などの手数料やメーカー・卸元から受けたリベートも収入になります。

また、作業くずや空箱などを売却した時の代金も収入（雑収入）になります。

❏ 商品などを販売以外に消費した時も収入に計上します

店で扱っている商品など仕入れたものを家事（生活）のために消費した場合は、自分が自分で売ったことになり、原価（通常の販売価格の70%が限度）を収入に計上します。尚、事業のために消費した時は、収入に計上した上で同額を必要経費に算入できます。（接待交際費など）

《売上原価》

❏ 棚卸は正確に

商品などの在庫品の数量を面倒くさがらず念入りに調べ、漏れないように。

外注先・委託先がある時はその在庫も忘れないように。

間違えると翌年に大きく影響します。

❏ 棚卸の評価

調べが終わりましたら、棚卸の評価をします。選定した評価方法により評価しますが、届け出をしていない場合には、その年の最後に仕入れた商品ごとの単価で計算をする『最終仕入原価法』になります。

❏ 前年の棚卸と比較して大きな差がある時は原因を良く調べる

❏ 買掛も仕入に入っているか
売掛と同様、掛で購入した時は代金を令和

7年中に支払っていないくても、購入した時点で仕入となります。（経費も同様です。）

❏ 仕入が少なめと思った時はもう一度見直しを
売上に見合った仕入になっていきますか。季節的にはどうですか。もし少ないようだとと思われるなら、もう一度仕入金額の見直しを。

❏ 粗利益（率）を掴んでおく
商売をしている方なら、ご自分のところのもつけ率などはご存じですね。

一般用決算書⑦（差引金額）を①（売上金額）で割り、百倍したものが粗利益となります。もし違っていたら、売上・仕入・棚卸の見直しを。

《必要経費》

❏ 家事関連費は使用割合で区分を

事業所と住まいで一緒に使っている水道・光熱・電話・地代・家賃などは、ご自分で合理的に使用割合を算出し、事業所と住まい分をハッキリと区分します。

❏ 減価償却について

10万円未満の事業用機械・器具などは、全額がその年の必要経費となりますが、新たに購入した30万円未満の償却資産は選択により、全額その年の必要経費に算入することが出来るようになっていきます。（300万円が限度）

❏ 貸倒れがあったら事実や経過をハッキリと記録

売掛金などの貸金などが回収できなくなつた時は、それまでの事実や経過を記録し、請求書などの書類はきちんと保存しておいて下

さい。必要経費にすることができません。ただし自分だけで判断せず、青色申告会にお尋ね下さい。

❏ 事実上の接待・交際費は経費
得意先・仕入先などの接待・交際費は経費に算入されます。目的や内容を明確に。

《その他》

❏ 特殊事情があれば原因を明瞭に
令和7年中に、売上や所得の減少、粗利益の変動など、特殊事情があった場合には、その原因を明確にしておいて下さい。

❏ 計算は間違えなく
❏ 決算が一応終わったら最終的な見直しを
収入や仕入・経費などに記入漏れ、記入間違いがないか。また、計算間違いがないかを良く確かめてみてください。

❏ 特前所得と生活費の関係

特前所得・決算書③④（不動産所得の場合⑩）の金額と令和7年分の一年間にかかった生活費の金額とを比較してみてください。

❏ 青色申告特別控除

55万円の青色申告特別控除（65万円控除は申告書・決算書共にご自身で電子申告をした場合などに限る）を選択される方は、正規の簿記による記帳に基づき青色決算書4ページの貸借対照表を記入しなければなりません。令和7年の期首（1月1日）と期末（12月31日）の資産と負債の金額を調べておいて下さい。

3月9日（月）は北とぴあ休館日のため、事務局をお休みいたします。



3月9日(月)は北とびあ休館日のため、事務局をお休みいたします。

女性部

女性部(礮部部長)では親会の総会后、部員さん同士の交流と情報共有のため各種部員会を開催いたしました。5月に防犯講座、10月、八王子方面に日帰りバス研修旅行、11月は毎年好評の「王子税務署長講演会」が開催されました。今年7月の人事異動で王子署に着任された友永署長から、「これからの社会に向けて」のテーマでスライドを使って税制・財政・国税の取り組みをご講演いただきました。テーマに入る前の自己紹介では、単身赴任先の金沢国税局で能登半島地震の災害に直面した経験とボランティア活動の話に触れ、震災を忘れてはいけないという力強いメッセージが印象的でした。明るく柔和なお人柄に触れ、終始和やか、かつ重厚な講演会を終りました。友永署長ありがとうございました。



青年部

青年部(堀越部長)では、青年部員以外の会員さんにも御声掛けし50名以上の参加者と『相続の基礎・いろはの「い」』の研修会を行いました。研修会講師は東京税理士会王子支部所属の税理士でもあり、当会会員及び青年部員でもある太田稔先生にお願い致しました。『相続』と一口に言っても、個別の事例は様々で、相続人・相続案件は各ご家庭の事情もあります。今回は相続税がかかるのか・かからないのか、その判断基準と取り寄せる資料、どこポイントに注目するかなど相続税の基礎の基礎をお話いただきました。財産を残す側は、子や孫が苦勞しないように優しさで多く残そうとしても、受け取る側の税制によっては、その優しさが苦しみになることもしばしば。まずはご自身がどれだけの財産を持っているかを判断することが重要とのこと締めくくられました。大盛況のため来年も企画していきたいと考えています。太田先生ありがとうございました。



1月・3月 納期の税金

- ★固定資産税第三期分納付 1月5日(月)
- ★源泉所得税(納期の特例) 1月20日(火)
- ★個人住民税第四期分納付 2月2日(月)

- ★固定資産税第四期分納付 3月2日(月)
- ★所得税第三期分(所得税確定申告書) 3月16日(月)
- ★贈与税確定申告 3月16日(月)
- ★消費税確定申告(個人課税事業者) 3月31日(火)

確定申告のお知らせ

事務局では、決算書や申告書等を1月以降、お渡しできる予定です。決算書・申告書等が必要な方は、ご自身で青色申告会に取りに来て頂くか、税務署等で入手して頂けますようお願い致します。なお、大変恐縮ですが、郵送での個別発送は致しかねます。

税務署からは『お知らせハガキ』・『お知らせの封書』が送付(申告に際して必要な情報が記載されています)されますので、相談会にご来所の際には必ずご持参くださるようお願い致します。

★【決算申告個別相談会】

2月 2日~3月 7日(日・祝日休み) 予約制期間

3月10日~3月14日(14日土曜日最終日) 先着順期間

※消費税の確定申告をする方は、軽減税率適用分の売上や経費を区分して、集計して頂けますようお願い申し上げます。

※税務署では、令和7年1月から申告書等の提出書類の控えに収受印日付の押印がされないこととなりました。

お問い合わせは事務局まで ☎ 5390-1188

詳しくはwebへ!

中退共 検索

<https://chutaikyoto.taisyokukin.go.jp/>

TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

〒170-8055東京都豊島区東池袋1-24-1 独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部